

## 法学委員会委員会分科会の設置について

分科会等名：法学委員会「不平等・格差社会とセーフティ・ネット」分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○法学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>現在、社会的不平等・格差が拡大し、それにとまなう社会問題の発生が日本を揺るがし、セーフティ・ネットの構築が緊急の課題となっている。</p> <p>本委員会では、不平等・格差を肯定し、事後処理としてのセーフティ・ネットを講じるだけでなく、予防的な方策、さらには不平等・格差そのものの是正をも視野に入れた政策提言を目指すものである。</p> <p>そのため、憲法、労働法、社会保障法、医事法、教育法等の法学のみならず社会政策、社会福祉、社会学等も含めた多方面からの検討を可能にする委員構成とする。</p>
4	審議事項	不平等・格差社会の構造的な問題点を摘出し、これに対するセーフティ・ネット構築の方策について審議する。
5	設置期間	<p>時限設置      年    月    日～      年    月    日</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 常設</p>
6	備考	他の委員会との連携を考慮する必要がある。